

第111回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和5年1月11日（水）13時00分～14時50分

2 場 所 W e b 会議

3 出席者

【委 員】

川崎 茂（部会長）、樋 浩一

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘

【専門委員】

滝澤 美帆、三木 奈都子（国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所養殖部門養殖経営・経済室長）

【審議協力者（有識者）】

田中 要範（全国漁業協同組合連合会漁政部部長）

【審議協力者（各府省等）】

農林水産省、千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室：清水室長 ほか

【事務局（総務省）】

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官 ほか

4 議 題 漁業センサスの変更について

5 議事録

○川崎部会長 それでは、ただ今から第111回産業統計部会を開催いたします。

皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

私、この部会の部会長を務めます川崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議は、御案内のとおり、私を含めまして、皆様にはウェブで御参加いただいております。もし何か不具合がありましたら、是非すぐにマイクをオンにして、音が聞こえないなどお知らせください。そうすることでコミュニケーションがより良くなると思いますので、是非そのようお願いしたいと思います。

本日の議題ですけれども、本日は、令和4年12月21日に開催されました第186回統計委員会で諮問されました「漁業センサスの変更について」、これを議題として審議を行います。

会議資料につきましては、事務局から皆様に事前にメールでお送りしております。そちらを御覧いただきながら会議を進めていくことにしたいと思います。なお、会議資料の紹介につきましては、最近の委員会の例に従いまして、紹介することは省略させていただきますので、各自で御覧いただくようお願いいたします。

それから、今回の審議に当たっての部会の構成につきましては、参考1の名簿で御確認いただきたいと思います。

この部会では、経常的なメンバーの委員、臨時委員、専門委員の方々がおられますが、特に今回、水産部門の統計ということですので、この部門についての御知見の深い方から御意見を頂けるようにするため、2名の方に追加の参加をお願いしております。

御紹介申し上げますが、まずお一人目は、研究者のお立場として参加いただきます、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所の三木奈都子室長です。三木室長については、この審議の過去の変更の際にも審議に参加いただいております。私も記憶しております。

それでは、三木専門委員、よろしくお願いいたします。この審議に先立ちまして、一言、御挨拶をお願いできればと思います。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 部会長、三木専門委員が、まだ接続できていない状況です。申し訳ございません。

○川崎部会長 承知しました。三木専門委員はまだ接続ができていないということで、後ほど審議の中で御参加いただけるということだと思います。

それから、もうお一人は、報告者のお立場として参加いただきますが、全漁連、全国漁業協同組合連合会の田中要範漁政部長です。

それでは、田中部長、一言、御挨拶をお願いできればと思います。

○田中審議協力者 川崎部会長、ありがとうございます。JF全漁連漁政部の田中と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○川崎部会長 お二方とも、是非この審議にお力添えをよろしくお願いいたします。

それから、令和3年10月に統計委員会委員の改選があったわけですが、本日は、それ以降初めての産業統計部会となります。ということで、統計委員会令の定めに基づきまして、部会長代理の指名をすることが必要となります。

そこで、部会長代理として、樫委員にお願いしたいと考えております。よろしいでしょうか。

○樫委員 樫でございます。僭越でございますけれども、御指名でございますので、お引き受けいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、樫委員、どうぞよろしくお願いいたします。

では、これから審議に入りたいと思っておりますが、それに先立ちまして、3点ほどお知らせをさせていただきます。

まず1点目ですが、審議の進め方についてです。これは最初に、配布資料の中の資料2「審査メモ」に沿いまして、事務局から審査状況とその論点を説明いたします。その後、

資料3「漁業センサス 審査メモで示された論点に対する回答」に基づきまして、調査実施者である農林水産省から、その論点に対する回答を頂きます。その上で皆様に質疑応答をしていただくという運びとさせていただきます。

それから2点目ですが、これは参考2でお示ししている審議スケジュールについてです。今回の諮問については、本日を含めまして2回の部会審議を想定しております。ただし、今回の変更内容はそれほど多くないため、本日の部会で一通りの審議が終わる可能性もあると考えております。その場合には、2回目の部会は書面開催としまして、答申案への御意見はメールで頂くようにするなど、できるだけ効率的に審議を進めたいと考えております。2回目以降の審議をどうするかということにつきましては、本日の審議の状況を見て判断したいと思っております。

なお、答申案につきましては、2月下旬に開催予定の統計委員会に御報告したいと考えております。

3点目ですけれども、本日の審議は15時までを予定しております。審議の状況によりましては、予定時間を若干過ぎる場合もあるかと思いますが、その場合、御予定のある方は御退席いただいても結構です。

以上のとおりです。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速審議に入りたいと思っております。まず、資料1-1「諮問の概要」についてですが、これにつきましては、既に統計委員会の場で説明されておりますので、時間の節約のため、この場での説明は省略させていただきます。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付副統計審査官 すみません。事務局でございます。

○川崎部会長 何かありますか。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官付副統計審査官 三木専門委員と接続できましたので、先に一言、御挨拶をお願いできればと思います。

○川崎部会長 分かりました。では、三木専門委員、よろしくお願いいたします。

○三木専門委員 遅れて失礼いたしました。私、93年第9次から漁業センサスの審議に関わらせていただいております。漁業、養殖業の状況も大分変わってきておりますが、きちんと幹のところを把握できるよう、かつ、新しい状況を適宜取り込んで漁業センサスが実施できるようこの審議に関われればと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○川崎部会長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、三木専門委員には恐縮ですが、議事の進め方など、冒頭の事務的な連絡についてはお聞きいただけなかったかと思いますが、追々キャッチアップいただきたいと思います。

それでは、先ほどのところに戻りまして、令和4年12月の統計委員会において、この諮問の概要について説明がありましたが、その場では特に統計委員会の委員の方からは、御質問、御意見などはありませんでしたので、そちらは特段、現時点では考慮する必要はないということかと思っております。

それでは、早速、個別の事項の審議に進みたいと思います。今回の変更においては、大きく4点の変更がありまして、調査の系統、調査の方法、調査の期間、そして調査事項、この4点に変更が予定されておりますが、まず、調査系統と調査方法の変更について審議をすることとしたいと思います。

資料2「審査メモ」では、調査系統と調査方法の変更については便宜上項目を分けて記載しておりますが、これらの変更は一体的なものということですので、まとめて議論いただければと思います。

それでは、最初に事務局から説明をお願いしたいと思います。では、事務局、よろしくお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局でございます。御説明します。

資料2、審査メモとしましては、調査系統の変更は2ページから3ページ、調査方法の変更は4ページから5ページに記載しておりますが、変更の全体像につきましては、審査メモ9ページの別添1にまとめております。このため、ウェブの画面上で表示しております別添1を御覧いただきながら私の説明をお聞きください。

まず、調査系統の変更についてですが、地方農政局等の職員の大幅な減少により、これまでの調査系統の維持が困難であることから、地方農政局等を経由して行われていた②から⑥の調査票のうち、②④⑤については民間委託化し、③と⑥については調査票の配布を本省直轄で行うことが計画されています。

この変更については、今回の諮問に先立って開催されました、農林水産省の「2023年漁業センサス研究会」においても議論され、変更自体について特段の異議は示されなかったということではありますが、本部会においては、民間委託をどのように行うのか、また、今回の調査系統の変更は地方農政局等の負担軽減が主となりますが、海面漁業の経営体調査に携わっておられる地方公共団体の事務負担軽減への配慮等について確認する必要があるとして、幾つか論点を立てております。

続きまして、調査方法の変更についてです。この部分については、変更事項が大きく二つあります。一つ目は、調査員調査を主たる方法の一つとしている①の漁業経営体調査票について、朱書きにしておりますが、今回から郵送提出も可能とするという変更のほか、それ以外の②から⑥の調査票について、基本的に、薄緑色の部分になりますけれども、郵送・オンライン調査に統一することが計画されています。

この変更理由についてですが、①の調査票について、調査員主体であったものに郵送を加えることについては、円滑な統計調査の実施の確保と調査員の事務負担の軽減、そして、コロナ禍により、報告者と対面しない形での調査の実施が求められる場面が増えていることを理由としています。

また、調査票②から⑥について、郵送・オンラインを基本とすることについてですが、調査票③と⑥については、これまで調査員、職員も導入して調査していたものですが、地方農政局等の人的リソース不足の影響を踏まえ、調査系統の部分で申し上げましたとおり、本省と地方農政局等との間で事務分担をした上で、郵送・オンラインにするものであります。

残りの調査票②④⑤については、元々郵送・オンラインでしたので、調査方法自体に変更はありませんが、民間委託に変更するものとなります。

以上、調査方法の変更について、農林水産省のセンサス研究会においても特段の異議はなかったとのことで、私どもの審査部門としても、円滑かつ効率的な調査実施や、民間委託化を踏まえた見直しとして、大きな異議はございませんが、実施過程における運用等について確認する必要があるとして、論点を立てております。

調査方法の変更の二つ目といたしまして、別添1の右の欄に赤字で記載しているところになりますけれども、オンライン調査の方法を農林水産省独自の申請・届出システム（eMAFF）に統一することが計画されています。

これまでは、6種類の調査票について、電子メールや政府統計共同利用システムのオンライン調査システムでありますe-surveyが使い分けられていましたが、オンライン回答率がe-surveyで約2%、電子メールが約10%と伸び悩んでいることなどを踏まえ、今回、eMAFFに一本化し、これを利用したいとしております。

この理由について、農林水産省は、本システムは農林水産省関連の各種申請に利用するものであり、農林水産関連手続のオンライン化との相乗効果が期待できること、また、複数の調査票の提出を求められる報告者にとっても、回答方法を統一することで負担軽減が見込まれるとしています。

この変更について、統計調査のツールとして、e-survey以外の既存のシステムを用いること自体は許容されているところであり、オンライン化がなかなか進まない状況での一つの試みとして特に異議はないのですが、そもそもeMAFFとはどのようなシステムなのか、eMAFFで回答する場合の流れはどのようなものか、また、サポート体制はどうなっているのかなど、論点を立てております。

長くなりましたが、調査系統及び調査方法の変更について、事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、これまで御説明いただきました論点に対しまして、調査実施者から御説明をお願いしたいと思います。

○清水農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 農林水産省大臣官房統計部センサス統計室長の清水です。今日はどうぞよろしく願いいたします。

ただ今、資料2で説明のありました論点に対する回答について、私から御説明させていただきます。論点はたくさんあるのですが、極力簡潔に整理したつもりではございますので、このペーパーに沿って回答、考え方を御説明させていただきます。

まず、「(1) 調査系統の変更」に関しまして、①としまして、地方農政局等経由の調査票について、民間委託化することにより、地方農政局等の事務軽減、業務負担を軽減ということに関しまして、論点の一つ目、(a)ですが、調査系統が地方公共団体経由と地方農政局等経由で分かれているのは、どのような経緯なのかということでございます。

調査票の①、海面の経営体調査票ですが、こちらは漁業センサスの中でも特に調査客体が多く、前回平成30年調査で約8万経営体となっております。こうした大規模な調査に

つきましては、地方組織で調査を実施することが困難ということで、地方公共団体経由で調査をさせていただいております。

他方、それ以外の調査票の②から⑥につきましては、地方公共団体の負担軽減、こちらも考慮しつつ、農林水産省の地方組織でも対応可能な客体数であると。5調査票合わせまして1万6,000客体となっておりますので、そのようなことから、地方農政局等経由で調査を実施しております。

ただし、今後、農林水産省地方組織の著しい高齢化で、職員数の大幅な減少が予想されており、調査票の②④⑤、海面の地域調査、内水面の地域調査、それから魚市場調査につきましては、次回2023年漁業センサスで民間委託化をしたいと考えております。

さらに、調査票の③と⑥、内水面の経営体、冷凍・冷蔵、水産加工場調査につきましても、次回2023年調査では一旦、地方農政局等経由の郵送調査を基本にしつつ、その導入の結果を踏まえながら、次々回2028年調査以降に民間委託化をすることを検討していきたいと考えております。

エに過去の経緯を記載しておりますが、そもそも第1次漁業センサスの際に、海面、内水面の経営体調査票、調査票の①と③になりますが、こちらについては地方公共団体経由で調査を開始しております。

その後、第3次の漁業センサスの際に、それ以外の調査票を追加したのですが、その際には地方公共団体ではなくて、地方農政局等経由で調査票を追加して、第3次以降の調査で実施してまいりました。

(ウ)のところで、その後、第10次のセンサスの際に、調査票の③内水面の経営体調査につきましては、地方公共団体から効率化をしてほしいという要望もありまして、この点については地方農政局等経由に変更して、これまで調査を実施してきているところであります。

続きまして、(b)の論点、調査票の②④⑤について、調査系統を地方農政局等から民間事業者に変更するわけですが、それに当たりまして、調査が円滑に移行できるためにどのような対応を予定しているのかということでございます。

今年度、農林水産省におきましては、民間事業者を活用した検証業務を行っております。そこでまとめていただいた、民間委託化する際に留意すべき事項というものがありますので、これを確実に対処するとともに、それを確実に実行できる業者を民間事業者として選定をしたいと思っております。

また、従来、国の職員が使ってございました調査マニュアル、調査票の記入の仕方、協力をお願い、それから過去の質疑応答なども、受託した民間事業者と共有をしたいと思っております。

また、その受託契約事業者が作業計画を提出しますので、その履行確認もしっかりと農林水産省が行うことによりまして、円滑に調査を実施していきたいと考えております。

(c)の論点、委託する民間事業者はどのように選定するのかですが、しっかりと対応していただけるように、過去に官公庁が実施する調査の請負実績、それから情報セキュリティ体制については、しっかりと応札条件に明記したいと思っておりますし、一般入札方

式ではなくて、総合評価落札方式によりまして、実施体制、実施計画、理解度、それから、検証業務においてまとめられた留意すべき事項がしっかり対応できるのかを農林水産省が判断した上で、業者を選定していきたいと考えております。

(d)の論点、なぜ民間委託化を一部の調査票にとどめているのか。全てを一括して民間委託した方が効果的ではないかというところですが、次回2023年の漁業センサスにおいては、前回のセンサスで郵送調査として実施していました調査票の②④⑤、こちらについてまず民間委託化をしたいと考えております。

民間委託化しようとするすと、やはり予算の制約ということもありますので、民間委託化する作業量を極力抑えていくことが必要になります。このため、前回2018年の漁業センサスにおいて、地方農政局等経由の調査員調査としておりました調査票③⑥につきましては、一旦、次回、地方農政局等による郵送調査を基本とした手法に変更した上で、その郵送調査において回収できなかった数がどの程度あるのか、調査票の回収を補うため調査員をどの程度稼働させないといけないのか、また、疑義照会の業務量がどの程度あったのかをしっかりと検証した上で、その次、2028年の漁業センサス以降に、その状況を踏まえながら民間委託化を検討していきたいと考えております。

ただし、今回、民間委託化しない調査票③と⑥につきましても、地方農政局等の負担軽減のために、調査票の発送は農林水産省本省から一括して行うことを考えております。

3ページ、今回、民間委託化します調査票の②④⑤の業務内容です。基本的には一体的な、一括した民間委託を考えておまして、客体名簿の補正から依頼のはがきの送付、資料の封入・封かん、発送、それから調査票の回収、調査票データの電子化まで、一体的に業務の民間委託化を考えているところです。

続きまして、3ページ(e)の論点です。今回の変更について、専ら地方農政局等の負担軽減を図っているが、地方公共団体の負担軽減について何か措置を予定しているのかという論点です。

地方公共団体からの意見を踏まえまして、調査票の①、海面の経営体調査につきましても、オンライン回答期間の確保、それから地域の実情に応じた調査期間が設定できるようにということを念頭に置きまして、調査期間を従来の1か月から2か月に1か月程度延長したいと考えております。

さらに、調査票の回収については、調査員とオンラインだけでしたが、今回、郵送による回収も追加したいと考えておまして、これらによりまして地方公共団体の負担軽減を図っていききたいと考えております。

さらには、オンライン利用率の向上をさせていきたいということで、従来はPCのみでしたが、今回はスマートフォン、タブレットでのオンライン回答も可能にしていきたいと考えております。

それから、集計のシステム審査のところですが、従来までは、地方公共団体で専用の端末、パソコンを用意していただいて、そこにインストールして集計をしていたのですが、こちらでも地方公共団体等からの意見を踏まえまして、都道府県の職員等が普段使われているパソコンからインターネット経由でクラウドにアクセスすることで、負担軽減を図って

いきたいと考えております。

では、ここからポイントで御説明をさせていただきたいと思いますが、4ページの(f)母集団情報の整備方法・手順に変更があるのかということですが、基本的に変更はございません。赤く囲っておりますが、調査票の②④⑤につきましては、従来地方農政局等職員が行っていたものを民間事業者へ委託しますので、民間事業者が聞き取りを行うこととし、手順については変更はございません。

なお、民間事業者が聞き取りを実施しますので、事前に農林水産省本省から、全国、地方団体等に対しては協力要請をしっかりと行いたいと思っております。

続きまして、5ページの「(2) 調査方法の変更」の論点(a)です。調査票①のみ調査員調査を基本とする理由は何かということですが、海面の経営体調査につきましては、調査客体数も非常に多く、また、調査内容も複雑であるので、調査員を漁協の職員にお願いしているということがありまして、そのことにより従来から円滑に調査が実施されております。今後につきましても、漁協の職員にお願いしながら調査員調査を採用していきたいと考えております。

それから、(b) オンラインで回答された報告者の情報がどのように共有されるのかということですが、調査票を配布しまして、郵送・オンラインで回答いただいたものについては市区町村で集約いたしますので、その市区町村から該当する調査員に対しまして、受持ちのうち、「この方とこの方は既に調査票が回収されているので調査票回収の必要はありません」ということを共有したいと考えております。この方法も従前から行っておりまして、これで円滑に行っておりますので、次回につきましてもこういうことで共有をしていきたいと考えております。

論点の(c)ですが、調査員の任命、それから、職員等も調査をすることがありますが、その体制が大丈夫なのかということですが、今回、民間委託化をしたり、往復郵送調査化をしたり、地方農政局等職員の業務を大幅に軽減する予定をしておりますので、このような対応についてもしっかりと対応できますし、それから、調査員の確保につきましても、農林水産省では登録調査員制度を実施しておりまして、あらかじめ調査員が確保されておりますので、その中から選ぶことで、円滑に対応していきたいと考えております。

7ページ、③、eMAFF関係のところの論点が幾つかありますので、その点について御説明いたします。

(a)のeMAFFとはどのようなシステムかということですが、こちらは農林水産省が令和3年度に本格稼働を始めておりますシステムでありまして、統計調査のためのシステムというよりも、施策の申請・届出、補助金・交付金の申請などを全てオンライン上で行うためのシステムとなっております。今、まだ構築中でございますが、今年度、令和4年度中には、農林水産省が行う全ての手続について、eMAFF上でできるようになります。農林漁業者はeMAFFを用いて申請をされることとなりますので、そのシステムを使いながら、統計調査の漁業センサスのオンライン調査もeMAFFの中で構築をしていきたいと考えております。

続きまして、(b) eMAFFを使うメリットは何があるかということですが、8ペー

ジに整理しております。通常、オンライン回答を行うためには、ID、それからパスワードを入力していただいて、パスワードの変更も、e-Surveyの場合しないといけないのですが、これがeMAFFの場合ですと、識別コードの入力は必要ですが、ID・パスワードの入力等が必要ないということで、操作上もeMAFFを使うと効率化が図られることもありまして、eMAFFを活用していきたいと考えております。

次に、(c) eMAFFの流れとサポート体制です。アに流れを記載していますが、eMAFFを利用しようとする場合には、法人共通認証基盤、gBizとっておりますが、このアカウントの取得をまず行っていただきます。ただ、交付金等の申請で既に多くの方は取得されていると思いますので、その方はこの点は必要ないのですが、そのIDを基にeMAFFにログインしていただくと、いろいろな申請名の一覧が出てきます。その中から漁業センサスを選んでいただくと、そこにオンラインの画面が表示されますので、そこに回答を入力していただくというシステムの流れになります。

なお、このシステムにつきましては、途中まで入力した続きから再開することができるほか、9ページに記載しているとおり、一旦提出したものを再修正、再提出する機能も付いております。加えて、ウに記載していますとおり、疑義照会、疑義が生じた場合に、調査実施者がeMAFF上からそういう連絡を入れると、当該報告者に連絡が行くようになっております。その当該報告者から修正の可否について連絡があると、eMAFF内で照会作業まで完結できるという特長もあって、メリットがあるので使っていきたいと考えております。

論点の(d)、e-SurveyとeMAFFを併用しないのかということですが、オンラインの回答率を単純に上げようとするれば、併用も考えられるのですが、やはり調査回答者がどちらを使っているかという混乱が生じる可能性もありますし、イに記載していますが、調査実施者の地方公共団体、地方農政局等、民間事業者からすると、二つの方法を使うと、資材であるとか、対応、集計、確認等が2倍かかるということで、今回につきましては、やはり漁業者が今後使うこととなりますeMAFFに絞って、オンライン調査を構築していきたいと考えております。

論点の(e)、今後ほかの農林水産省の統計調査についてもeMAFFを使うのかということですが、eMAFFを使うオンラインの統計調査は、この漁業センサスが初めてとなりますので、ここでしっかりと検証した上で、ほかの調査にも活用していくのか検討したいということで、現時点においては、どこまでeMAFFを使うのかが決まっているわけではございません。

少し長くなりましたが、論点に対する回答は以上になります。

○川崎部会長 よろしいですか。御説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見などありましたら、お願いしたいと思います。どうぞ御自由に、御発言をお願いします。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

これは調査方法と調査系統の変更ということですので、きちんと変更後も確実に行われることが確認できれば特段問題ないということであろうかと思いますが、その意味で、もし何か疑問な点、あるいは確認が必要な点、あるいは懸念されることなどありましたら、

遠慮なくお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、突然指名させていただいて恐縮ですが、三木専門委員、いかがですか。何か特に御質問、御意見などありますでしょうか。

○三木専門委員 三木でございます。民間委託がどうなのかなと最初は思ったのですが、御説明を伺いまして、前回調査までのノウハウを新たな民間事業者を引き継ぐ体制が整えられているとのこと、安心いたしました。

あと、先に行くようですが、次の漁業センサスで民間事業者に渡していく部分についても、今回、きちんと渡せるような準備をされるということを伺いました。

一番気になっているところは、①漁業経営体調査票のところですが、こちらは御説明にもございましたが、人数、経営体数が多いということと、その内容が複雑であるということから、主には漁協職員に引き続き調査員をしていただくということを伺いました。これも安心をしたところでございます。調査票が大変複雑で、段々漁業者も高齢になり、きちんと気を落ち着かせて読まない、解釈を誤りそうところもございますので、ここはやはり漁業に精通した方に御担当いただき、丁寧に説明をしていただかないと正確な回答を得られにくいと思います。

一方で、若手漁業者はスマートフォンやタブレットなどを、かなり使いこなしている方は使いこなしていますので、その辺、漁業者の状況に即して適宜考えていただきたいと思いますが、確実に事実を捉えられるかという点だけは間違いないようお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。おっしゃるとおり、特に回答がきちんとできるようにフォローということでしょうか、回答上の迷いや疑義などがあつたときにきちんとフォローしていただけるということが大変大事なのだらうなと思いつつ伺いました。その辺りも恐らく今の体制の中では組み込んでおられるのではないかと思います。

ほかにはいかがでしょうか。回答者に一番近いお立場でおられる田中審議協力者はいかがでしょうか。何かお気づきの点、御質問などありますでしょうか。

○田中審議協力者 川崎部会長、御指名ありがとうございます。

言わずもがなですが、国の基幹統計調査ということで、水産業、漁村のあらましを的確に捉えていただくための非常に重要な調査ですので、漁協としてもお手伝いをさせていただくということになっておるかと思つています。

その中で、いろいろ地方公共団体や地方農政局の人手不足等々、御説明がありました。実は漁協も高齢化、人手不足は同様に課題でございます。この点御配慮いただき、国や行政の御指導を積極的に行っていただければと存じます。

それと、民間委託の部分でございます。これは農林水産省のセンサス研究会でも話題があつたように聞いておりますけれども、しっかりとした民間事業者を選定されるということで安心しておりますが、転換期において収集に不足が生じないように、これも可能な限りの全数把握に向けて、国や行政の皆様方の指導をしっかりとお願いしていきたいと思つております。

また、eMAFFについては、やはり電子化に向けて必要なこととは思つていますが、一方

で、なじみがなくて取り扱いづらいといった声も、もしかしたら聞こえてくると思います。この普及に向けても、情報が集まるということが一番かだと思いますので、郵送や、eMAFFをフル活用しながら進めていただくことと併せ、事前の周知、告知をしっかりとお願いをしていければと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。それぞれ御指摘の点、大事な点だというふうに伺いました。

あと、千葉県と静岡県も御出席いただいておりますので、調査系統ということもありますので、もし何か御発言などいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。そちらのお立場、観点から、調査系統でもありますし、また、データの利用というお立場もあろうかと思いますが、もし何か御質問、御意見などありましたら、頂けたらと思いますが、順番に千葉県いかがでしょうか。

○橋本千葉県総合企画部統計課長 千葉県の橋本です。次のところにも少し関わる部分でもあるのですが、先ほど1(1)の論点(e)のところ、調査期間延長と、あと、郵送回収を追加しますということで、そういう形でいろいろ調査員の負担軽減ということで感謝を申し上げます。

千葉県としても、延びた調査期間をマックスで使えるように努力していきたいと考えていますが、当然、調査期間が長くなるということは、その前後、例えば、市町村を集めての説明会ですとか、あと、調査票回収後の市町村なり県の審査の期間というところも、その辺が確保できるのかが少し気になるところです。

郵送回収では、調査員の負担は、現実的に多分負担が軽くなると思うのですが、その分、今まで調査員に行っていた初歩的なチェックですとか、そういうことを今度は市町村職員が一部代わりに行うことにもなるので、そういう部分の負担は少し出てくるというところもあります。少し先走りかもしれませんが、今後、全体スケジュールは、ある程度そういうところも配慮した上でお示ししていただければということで考えております。

基本的には、方向性としては、こういう見直しに感謝しているところでございます。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

続きまして、静岡県からも御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○森上静岡県デジタル戦略局統計調査課商工・経済班主幹 静岡県でございます。これまでの御説明、御発言のとおり、負担軽減ということは、避けて通れないことでもあり、郵送回収、また、オンライン調査などに係る今回の変更は、あった方が良く考えています。ただ、先ほど千葉県の御発言のように、調査員の負担は軽減になるのですが、直接回答を受ける市町村の担当者に負担が掛かるということもありますので、そこも検討する必要がありますのではないかと考えた次第でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、今、千葉県及び静岡県から御発言がありました、今のような調査の系統の変更、また、郵送回収の追加等に伴いまして、審査の期間ですとか、審査の負担とか、その

ようなことがあろうかと思えます。農林水産省から御配慮、何かお考えになっていることがあれば御発言をお願いします。そのほかにも、これまでの御発言に対して何かコメントなどありましたらお願いします。

○清水農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 センサス統計室長、清水です。今、千葉県、静岡県から御発言がありました審査の期間のところ、基本的には調査期間を1か月延長する分につきましては、極力、農林水産省本省で行う取りまとめの作業期間の中で吸収をして、この1か月間を埋めていきたいと考えております。

詳細につきましては、また整理をした上で詳細に御説明したいと思っておりますが、この調査期間が延びたことによって、市町村や都道府県の皆様に負担が大きくなるように、しっかりとスケジュールを組んでいきたいと考えております。

併せまして、田中審議協力者から御意見がございました、しっかりした民間事業者を選定するということにつきましては、この調査業務の民間委託に限らず、集計システムプログラム等につきましても、今、多く民間事業者の力を借りながら進めていますが、これまでの経験としまして、やはり値段で入札すると、どうしてもこちらが思っているような納品ができないということもございましたので、入札のところ、手間と時間は掛かりますが、総合評価方式をしっかりと導入して、本当に受けていただける民間事業者なのかということはしっかりと審査、見極めた上で、そのような業者を選定していきたいと考えております。

それから、eMAFFについても、周知をしっかりと行うようにということもございました。漁業センサスについては、オンライン回答率が前回まで2%と、ほとんど進んでいなかったこともあって、今回については、eMAFFを使うことによって、オンライン調査のみならず、いろいろな補助金などの申請ということもあって、農林水産省全体でPR、周知もしますし、漁業センサスとしてのサポート体制も組みますが、eMAFFとしてのサポート体制は省としても組みますので、そのようなことで少しでも多くの方にオンライン調査を使っていただくような対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。いろいろな変更によって新しい取組になりますが、その変化に対してもいろいろ配慮して対応していただいているというような御説明であったかと思えます。ありがとうございます。

次に、宇南山臨時委員お願いいたします。

○宇南山臨時委員 宇南山です。御説明ありがとうございます。

完全に全体像が見えているわけではないところでコメントさせていただきますが、eMAFFを使って申請を受け付けるようになることは、効率化の観点では非常に良い点だと思っておりますが、1点、少し懸念がありますのは、これが補助金等の申請と共通のシステムだということで、並列してしまうということから、何か回答をゆがめってしまうような可能性はないのかという、そこの懸念について、もしかすると的外れかもしれませんが、もし検討されているのであれば、どのような状況なのかを教えていただければと思います。

もう一つ、同じシステムで申請と統計調査を行うとすると、すぐに公的統計として公表

できるものではないかもしれませんが、今後、学術利用などで、申請の状況であるとか、それが受け入れられたのか却下されたのかといった情報と、何らかの統計情報がセットで使える可能性はあるのか。そのようなところの情報の活用についてどのように考えているのか。

全体としては、効率化に資すると思いますので反対するものではありませんが、以上の点についてももし何かありましたら、教えていただければと思います。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。前段の御質問は、補助金という、申請をするものと、それとその統計の回答を求めるということは、少し性格が異なるものが一緒に、それが影響するおそれはないかという御質問というので、分かりやすいと思っています。

後段の御質問は、私、うまく理解できたかどうか分からないのですが、申請状況のデータを利用できるということは、eMAFFの申請のデータを使えるかということでしょうか。

○宇南山臨時委員 そうです。統合して何らかの情報、例えば、こんな状況にある人がこんな補助金に申請していますとか、申請が却下された人がその後どうなったとか、そのような分析が可能になると思うのです。

○川崎部会長 漁業センサスとeMAFFの他の申請のデータをリンクするという趣旨ですか。そういう可能性がありますかというような御趣旨の質問ということですか。

○宇南山臨時委員 そういう趣旨です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

以上、二つの点が御質問ということのようですが、それでは、農林水産省から回答をお願いできますでしょうか。

○清水農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 センサス室長、清水です。1点目の、回答をゆがめることがないのかという点につきましては、これは飽くまでオンライン調査に入るときのプラットフォームの入り口として使うことを考えておりますので、それが確かに同じシステムで補助金の申請等もできますが、調査の項目からいっても、そのことによって回答結果がゆがめられることは当然ないと判断しての活用となっております。

それよりも、eMAFFというアプリケーションは、スマートフォンからでもどなたでも使えるようなアプリケーションになっていて、これまで以上にオンライン調査になじみやすくなるというメリットがあることから、活用したいと考えております。

それと、2点目のデータの活用、これは先ほど説明させていただいたとおり、今、いろいろな行政の手続がこのシステムでできるように構築している最中であるので、今の段階でどこまで活用できるということは御説明できないのですが、我々としましても、先ほどの申請が通ったか通らなかったかだけの情報ではなく、それ以外の情報も将来的には全部入ってくると思いますので、今は調査対象者に調査項目としてお聞きしている部分が、将来的には、そのような行政データからデータが入手できて、調査票が簡素化できるというところも目指していきたいので、是非eMAFFを活用していきたいと考えているところ

です。

宇南山臨時委員がおっしゃったとおり、本当はこの漁業経営体ベースで、調査結果と、いろいろな行政情報がひも付くと、研究される方などには非常に良いデータになると思うのですが、そこまで使えるかどうか、現段階では、これ、統計調査用のデータではないので分からないのですけれども、統計データとして集計された結果として活用することは、先ほど申し上げたとおり、分析もそうですし、調査の代替といえますか、調査に代わる行政データの活用という意味でも、eMAFFの中に入ってくるデータを使うことを今後検討していきたいと考えております。

今後、全ての申請ができるようになりますが、現段階ではまだ、どのようなそこにひも付いたデータが入り込むのかということ、もうしばらく中身を見ないと分からないので、今日のところはそこまでは言及できないのですが、そこは検討していきたいと考えております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

宇南山臨時委員、よろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。

○川崎部会長 大変大事なデータのリンケージ、有効利用ということですが、行政情報の利用は、統計とはまた枠組みが違うので、今ここですぐ結論は出せないし、また今後更なる検討が必要ということだと理解いたしました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にほかには御意見がないようですので、まず整理させていただきたいと思えます。これまでいろいろ御質問、御意見等を頂きましたが、基本的にはこのような変更の方向でよろしいということで、確認とか留意点といったことはいろいろありましたが、それも農林水産省からお答えいただきました。

ということで、今回の調査方法、調査系統の変更につきましては、特に異論がないということで御了承いただいたものとさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川崎部会長 では、この論点につきましては、このように扱わせていただきます。

それでは、続きまして、次の項目に進ませていただきます。次は、「調査の実施期間の変更」についてです。

これは先ほどの話題と少し関連するところもありますが、引き続きまして、今度は事務局から、論点の御説明をお願いしたいと思います。

○森総務省政策統括官(統計制度担当)付調査官 説明します。審査メモの6ページを御覧ください。④といたしまして、調査の実施期間を拡大することが計画されています。

具体的には、表1を御覧ください。海面漁業調査及び内水面漁業調査の①から④の調査票について、配布から回収まで、これまでは10月15日から11月20日までと約1か月間だったものを、10月1日から11月30日までの2か月に、また、流通加工調査の調査票⑤⑥については、1月10日から1月31日までだったものを、配布を前年の12月1日からにす

ることで2か月に拡大し、この期間内において、地方公共団体及び地方農政局等において、地域の状況を踏まえ、調査票の配布日及び報告者からの提出期限を柔軟に設定することを許容することが計画されています。

この変更について、農林水産省では、地方公共団体からの要望や民間委託化を踏まえた対応であると説明しており、それぞれの現場における柔軟な対応を可能にして、円滑な統計調査の実施を図るとともに、事務負担への配慮という観点でおおむね適当であると考えますが、実際の運用について確認しておきたいと考えております。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から論点の回答についての御説明をお願いします。

○清水農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 センサス統計室長、清水です。資料3の10ページに回答を整理しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

今、御説明があったとおり、調査の実施期間について、従来は1か月だったところを2か月に1か月程度拡大したいと考えております。これは（ア）に記載してありますとおり、前回のセンサス実施において意見を頂いていますが、その中で、やはり調査員、調査客体に負担が掛かった、それから、より長い回答期間にしてほしい、あと、特に養殖ですけれども、営んでいる漁業・養殖の種類によっては、繁忙期が実査期間と重なっていることでの負担があったというような御意見がありましたので、この辺を反映して、調査期間を1か月程度延ばしていきたいと考えております。

イ、ウ、エにそれぞれ調査票によって記載しておりますが、イについては、都道府県、市町村をお願いしている調査票ですが、こちらにつきましては、報告者が非常に多いということもありますが、所在状況、数、それから、先ほど申しました地域における業務の繁忙期、このようなものも考慮しまして、市町村ごとに調査の始期、それから終期を定められるようにしたいと考えております。

ウにつきましては、民間委託化する調査票ですが、こちらについても、このような仕事を受けていただく民間事業者が、より多く確実に履行できる業者に参入いただきたいということで、仕様書の調整のときに、そのような民間事業者の意見を踏まえながら、調査の始期、それから終期について定められるように、範囲を1か月程度延ばしたいと考えております。

調査票の③と⑥につきましては、これは本省から一括郵送して、地方農政局で回収を行いますが、こちらについても、地方農政局から要望があった場合には、都道府県単位で調査の始期、終期について柔軟に定められるように変更することによって、調査を円滑に実施し、また、調査員や調査実施者の負担軽減を図っていきたいと考えております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

調査の実施期間の変更ということですが、これにつきましては、先ほど千葉県、静岡県からも御質問を頂いたりして、少しやり取りもありましたが、この後、また皆様から自由

に御質問、御意見などいただけたらと思います。

先ほどのように一人一人御指名をさせていただくことは省略させていただきますので、どうぞ御意見、御質問ある方は、千葉県、静岡県を含めまして、適宜マイクをオンにして発言いただけたらと思います。

この論点につきましては、先ほども質疑応答もありまして、お答えでもいろいろ配慮しながら対応していただけるということでもありましたので、大きな問題は特にはないものと思います。むしろ調査方法の変更に伴って必要があるということ、また、確実に調査を行い、また、審査等もきちんと言うことなので、これについて、私自身は妥当な方向性であろうと思っておりますが、このような理解で皆様いかがでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問等がないようですので、調査期間の変更につきましては了承いただいたものとさせていただきたいと思っております。そのようなことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、この論点につきましては、そのような扱いとさせていただきます。

それでは、最後の論点となりますが、「調査事項の変更」になります。これにつきましても、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの7ページを御覧ください。本調査では、表2に挙げる調査事項について追加・変更が計画され、これに合わせて集計事項についても変更が計画されております。

個々の追加、また、変更理由については、別添2に記載されておまして、主な追加としましては、通しのページ番号で10ページですけれども、水産エコラベル認証の取得状況、11ページの輸出の状況があります。

調査事項の変更については、農林水産省のセンサス研究会でも審議されておまして、特に水産エコラベル認証の取得状況を追加することについては、複数の委員から賛同する意見が見られたほか、特に異論は見受けられなかったということでした。

審査部門としても、今回の変更についてそれぞれ適当と考えられるものが多いですが、部会では、変更の背景事情、想定される利活用の用途等につきまして確認していただきたいと考えております。

なお、7ページに少し誤りがありまして、表2のiii)の追加・変更内容について、当初、「漁協共済」と記載しておりました。これについて、三木専門委員の御指摘により「漁業共済」に修正させていただいております。御指摘いただきまして、ありがとうございます。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、農林水産省からこの論点について回答をお願いします。よろしくをお願いします。

○清水農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 センサス統計室長、

清水です。資料3の11ページになります。今回の調査事項の追加・変更の背景事情、それから利活用状況について回答に整理しております。

まず、アとしまして、全部で5点ありますが、1点目の水産エコラベルの取得状況について、今回、新規に把握をしたいと思っております。この水産エコラベルとは、水産資源の持続的利用、環境に配慮した漁業をされている、例えば乱獲しないとか、餌を与え過ぎない、薬品が使われているような餌を使わない、そういう環境なり、持続的利用をされているような漁業をされている生産者、それから、そのような生産者が生産された水産加工物を流通している事業者等に、そういうエコな漁業をされている者だという認証をするシステムがあります。今、日本では、(ア)に記載していますが、MELというところが、認証機関になっております。

このような水産エコラベルについては、(イ)に記載していますが、水産基本計画（令和4年3月25日閣議決定）の中でも、この水産エコラベルの活用を推進していくことが明記されているところであります。

その状況を把握したいということですが、この水産エコラベルの取得状況につきましては、(ウ)に記載しておりますが、形態がいろいろでして、漁協単位、漁連単位、また、地域単位とか、いろいろなところがあり、一部は認証機関の方から氏名などは把握できるのですが、詳細な情報は把握できないということもあります。

また、漁協、漁連から情報収集することもできるのですが、その割合が2割程度ということで、やはりそれでは全体像が把握できないという状況もありまして、次期水産基本計画（2027年）で、水産エコラベルの普及状況をKPIとしても活用するということがありますので、漁業センサスの中で経営体ごとに、どの程度の経営体がエコラベル等を取っているのかを把握していきたいと考えております。

続いて、12ページ、二つ目の項目として、今回、輸出の金額、割合を額ベースで把握することとしております。輸出に関しましては、農林水産物の輸出額目標として、2025年に2兆円、2030年に5兆円を達成する目標が定められているわけですが、実は全体の金額はそういうふうに分かるのですが、それが経営体ベースで、どれぐらいの経営体で輸出を行っているかが今分からないので、イの(ア)に記載しておりますが、この実行戦略の中で、輸出に関係する農林漁業者等を始めとする地域の事業者の実態を正確に把握するための統計的手法を検討する必要があるとされております。

また、(イ)で、国会の法案審議の中の附帯決議においても、これまでの輸出促進に係る諸施策の効果の検証、効率的・効果的な施策を講ずることという中で、その効果を正確に把握するための手法を速やかに検討することと附帯決議もされているということもあります。

このような状況を踏まえまして、漁業センサスにおいて、輸出金額の割合、額、その実態を把握していきたいと考えております。

今回、漁業センサスでこのような輸出に関する項目を把握したいと思っておりますが、また並行的に実施します農林業センサスの中でも、同様にこのような輸出の状況について同じ項目を設定し、農林水産業全体の経営体ベースの輸出の状況を把握していきたいと考

えております。

12ページの（ウ）漁業共済への加入状況について、今回新たに項目を設定と考えております。この漁業共済、一つは漁業災害補償法に基づく経営の安定に資するための事業としての「漁業共済」と、それから、漁業の収入安定対策事業としての「積立ぶらす」という予算事業があります。このような加入状況について把握をしていきたいと考えております。

水産基本計画においても、この在り方についてしっかりと検討を行うとされているわけですが、実はこの（イ）に記載しておりますが、このような「漁業共済」とか「積立ぶらす」につきましても、契約は、複数の経営体が含まれていたり、同一の経営体が複数の契約を結んでいる場合もありまして、経営体ごとの加入状況が今分からない状況になっております。

水産庁では、いろいろな成果指標としましてデータを公表しているのですが、それは飽くまで生産金額ベースとなっております。経営体ベースではどういう状況か分からないということがありますので、今回の漁業センサスで、このような「漁業共済」、「積立ぶらす」の加入状況をしっかりと把握をして、施策に活用していきたいと考えております。

13ページのエです。営んだ漁業種類、養殖種類の区分の統合と細分化を少し行いたいと考えております。エの（ア）に記載しておりますが、養殖業の成長産業化戦略の中におきまして、需要の拡大が見込まれる養殖品目として、「さけ・ます類」が指定されました。2030年に3万から4万トンを生産するというKPIも掲げられております。

このようなことを踏まえまして、漁業センサスにおいて、「さけ・ます類」を営んでいる経営体の状況をしっかりと把握していきたいということで、見直しを行いたいと思っております。

一つは、調査票①、海面の経営体調査票の漁業種類の区分について、「その他の魚類養殖」となっていたものを、「にじます養殖」、「その他のさけ・ます養殖」及び「その他の魚類養殖」に、それから、調査票③、内水面の経営体調査票の養殖種類の区分について、「海水魚種（ひらめ等）」になっておりますものを、「にじます」、「その他さけ・ます類」及び「その他（ひらめ等）」へ細分化をして、調査を実施していきたいと思っております。

それから、一方で、（ウ）に記載しておりますが、記入者の負担軽減や統計調査間の整合を図るということもありますので、前回の漁業センサス調査の結果を見て、対象数が少なかった調査票①、海面の経営体調査票の漁業種類においては、別途調査をしております海面漁業生産統計調査、こちら基幹統計調査で毎年実施していますが、こちらよりも漁業センサスの方が細かく把握していたものについては、この海面漁業生産統計調査に合わせて漁業種類を統合したいと考えています。

最後になります。資源管理・漁場改善の取組区分の追加ということです。こちらは令和2年に施行されました漁業法の改正に伴いまして、従来は資源管理計画とされていたものが、令和5年度末までに資源管理協定に順次移行していくということになっております。

この時期がちょうど次回の漁業センサスの実施時点と重複する期間になりまして、漁業センサスの実施時点では、従来の資源管理計画と資源管理協定の両方が共存しているとい

う時期になりますので、そういうことも考慮しつつ、また、単純に管理計画を管理協定に移行するというのではなくて、複数の計画をまとめて一つの協定にするということも想定しております。

そういう過渡期であることを踏まえまして、次回の漁業センサスにおいては、従来の資源管理計画と、それから、新たに資源管理協定の両方を把握したいと考えております。

なお、(エ)に記載しておりますが、次々回、2028年の漁業センサス実施時には、全て資源管理協定に移行が済んでおりますので、その状況もしっかりと検証した上で、改めてそのときの調査項目については検討していきたいと考えております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に対しまして、御質問、御意見などいただけたらと思います。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

この調査項目は、言うまでもなく、データの利用に関係しますし、また、記入者の負担軽減、あるいは回答の正確性といったことにも関係しますので、どのような観点からでも結構です。

○三木専門委員 水産研究・教育機構の三木でございます。よろしいでしょうか。

○川崎部会長 よろしく申し上げます。

○三木専門委員 いずれの項目変更等にも賛成というスタンスで、中身と現在の状況等について、解説というような形になろうかと思うのですが、コメントさせていただきたいと思っております。

主に四つでございます。1点目といたしましては、養殖関係の大きな規模拡大の方向に即した項目等の追加・変更についてです。二つ目の輸出の把握の部分と強く関連し、水産エコラベル認証につきましては、輸出に際してかなり重要なポイントになってくるということで、現在、取得し、また、取得の努力をしている経営体が多くございます。

あと、養殖項目の項目変更で、いわゆる括弧付きの「サーモン」の部分がございました。これは従来の「ぎんざけ」だけではなくて、「にじます」「その他のさけ」を追加することで、「にじます」の方はトラウトであり、「その他のさけ・ます」の方はアトランティックサーモンが多いと思っております。水産物消費が減退している中で、サーモンはマグロとともに比較的若年層からも購入、消費されており、今後の日本の水産物品目として重要で、かつ、輸出品目としても重要な部分でございますので、この詳細を捉えていくというのは大変重要なことだと思っております。

二つ目としましては、漁業共済の加入の経営体ベースでの把握についてです。養殖経営体は、輸出等、規模を拡大しながら行っているところも含めて、大きく二極化が進んでいます。この漁業共済、特に「積立ぶらす」に加入するという経営対策の動きを捉えることにより、構造変化の分かれ目のところを把握しやすくなると思っておりますので、是非これは漁業センサスのユーザーとして見てみたいものだと思っております。

三つ目としましては、先ほどのサーモン以外の項目の追加です。漁業種類を海面漁業生産統計調査に基本的に合わせるということでございましたが、例えば、「いか」の部分で

言いますと、今、スルメイカ、大分取れなくなっておりますけれども、特に遠洋いかは、大分前から隻数を減らし、遠洋、沖合の中では中型いかは大宗を占めるという状況ですので、この項目を一つにすることは、妥当な対応だと思っています。

あと、最後に、四つ目の資源管理協定の項目追加でございます。御説明のとおり、正に過渡期でございますので、その状況把握は重要なものだと思います。

以上、4点、申し上げさせていただきました。

○川崎部会長 ありがとうございます。今の詳しい解説のおかげで、これらの重要性がよりよく理解できました。そういう意味でも、この変更は大変重要なものだなという認識を持つことができました。

ほかにはいかがでしょうか。この機会ですので、私自身もそうなのですが、漁業というのは、食卓で見かけても、また、製品を見かけても、なかなかなじみのない産業分野ということでもありますので、この機会に御質問など。

それでは、樞委員、その後、滝澤専門委員にお願いします。まず、樞委員からお願いします。

○樞委員 基本的に、行政の需要に対応して、調査、統計を変えようということかと思えますので、異論はないのですが、実態を知らないで、ピント外れかもしれないのですが、質問させていただきたいと思えます。資料2別添2、「調査票の実質的な変更部分の新旧対照表」の2ページ、輸出の割合を聞いている質問です。「輸出している」、「していない」とあって、「販売金額と数量のどちらも把握していない」という答え方になっています。これは金額も数量も把握していないということは、自分で直接輸出をしていないということかと思えます。誰かに売ったものが最終的に輸出されているかどうか分からない人いるのではないかと思うのですが、輸出しているかしていないかどうか、分からない人はいないという理解でよろしいのですか。

○川崎部会長 なるほど。ここのところですね。

それでは、農林水産省から御回答をお願いします。ここは確かに一瞬迷うところです。

○清水農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 輸出に関しては、これまで統計がなかったので、どういうふうに設問すれば実態が分かるのかということが我々もよく分からなくて、調査票をこれまでに何回も変更しながら、ここに最終的な項目にしております。

その過程においては、我々の調査票の案を実際に輸出されている漁業者、それから、農林業センサスでも全く同じ項目を設定しますので、農業者、それから、加工を行っている所に行って、状況を伺ってきたところです。

その過程において、最終的にこのような項目で聞き取った方が一番分かる、記入できますということも確認して、この調査票ができているのですが、今回、経営体、生産者に回答していただきますので、販売金額なり販売数量を基本的には把握されているので、その割合で回答していただくというのが原則になるのですが、最初、その項目だけで調査票を作って、実際に経営体の方に状況を聞いてみたところ、金額とか数量までは分からないが、「確実に自分が生産したものが輸出されている」ということは認識されていることがあっ

て、その方は「輸出していない」ではなくて、「経営体としては輸出をしているが、金額と数量まで分からない」ということになるので、577の項目を追加しているところであります。

こういう場合については、金額換算ができないので、輸出金額は集計できないのですが、輸出をしている経営体としてはカウントができるので、この577の項目を設けているところでは。

よろしいですか。以上になります。

○**樫委員** これは、経営体は自分で輸出をしているという理解なのですか。

○**清水農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** こちらについては、直接もあります。商社を通じて輸出をしていることにはなるので、その場合について、「確実に自分が商社に出したものがそこから輸出をされている」ということは経営体も確認されているのですが、どれだけ輸出に回っているのかは分からないという状況が577に当たります。

○**樫委員** 実際の取引を全く知らない素人の質問で申し訳ないですが、これ、例えば「自分が売った後それがどうなっているかというのを全く把握していない」ということはないのですか。売ったことは確かだが、輸出していないとも言い切れないという人がいるのではないかという疑問を持ったのです。どうでしょう。

○**清水農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** 本当は将来的には、今回、経営体のところでこういう輸出の状況を聞くのですが、本当に全容を解明しようとすると、生産者は輸出されているのか輸出されていないのか分からないまま出荷されたものが、中間の業者がその中から輸出をしているというのも実際あるのですが、それは分からないので、その部分は今回は把握せずに、経営体から見て、商社を通じて輸出されていることを確認しているものについては、577に記入をしていただくことにしております。

○**樫委員** なるほど。ということは、間接的に中間業者を通して輸出している場合も、これはここの「輸出している」に入るということで、直接この業者が、個人経営体が輸出していなくても、「輸出している」には入るといふことなのですか。

○**清水農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** はい。その場合も、経営体が把握しているものであれば、ここに記入していただくと。経営体が分からないところから勝手にといいますか、業者が輸出しているものについては、それは把握できないので、それは場合によっては「輸出していない」と記入してしまうかもしれませんが、経営体が把握しているかどうかという考え方でここの項目を設定しております。

○**樫委員** 分かりました。これ、多分、回答者から質問が出る可能性があると思うので、答えられるような形にさせていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○**川崎部会長** 確かにそうですね。国内の中間業者に渡って、その先がどうなっているかというのが分からないこともあろうかと思ひますので、こちら辺は、もし回答する側から疑義が出たりすれば、きちんと答えられるように準備をしていただけたらと思ひます。

三木専門委員、この関連での御質問という趣旨でしょうか。もしそうでしたら、ここで御発言いただきたいと思ひます。

○三木専門委員 今回の輸出に関してですが、先ほど申したように漁業経営体、特に養殖経営体においては二極化していて、大規模な生産から加工、販売まで行っているような大規模経営体は、もちろん自社で輸出までしています。一方で、中小経営体の場合、先ほどから御発言があったように、中間業者や商社を通じて輸出を行っていることが多いです。中には、漁協が輸出までの手はずを整えるところもございます。「輸出しているかしていないか分からない」という漁業経営体がないとは申しませんが、「この問屋があそこの商社に渡し、その商社が輸出を行っているから、うちの魚はある程度輸出に向かっている」という程度は、おおむね把握されているかと思えます。

一般的に、漁業経営体は中間業者と市況も含めて今どのような状況かというやり取りをしますので、そこで輸出の状況についての情報も入ってくるかと思えます。そういう中である程度、自身の経営体の漁獲物が輸出されているか否かの把握はされているはずでございます。

○川崎部会長 解説ありがとうございました。なるほど。そういう事情ですか。

樫委員、いかがですか。そのような状況ですが。

○樫委員 承知しました。ありがとうございました。

○川崎部会長 それでは、今のような状況もあるようですので、是非回答上の混乱が起きないように、また、何か質問があれば的確に農林水産省で対応いただけたらと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、滝澤専門委員、お願いいたします。

○滝澤専門委員 学習院大学の滝澤と申します。川崎部会長からせっきくの機会ということなので、私も全くの素人ですけれども、輸出に関連するところで、先ほどお見せいただいた資料2別添2、2ページのところですが、輸出金額の割合などを把握するということに関して全く反対はなく、むしろすばらしい取組だと思っておりますが、個人経営の事業所以外の場合、経済センサスで直接輸出額を把握できているように思いますが、間違っていたら申し訳ございませんが。そうすると、例えば、2018年漁業センサスの経営体数は8万弱ぐらいで、そのうち動力のある漁船でも「10トン未満」が多い、今、データを見てみると、そういう印象なのですが、個人経営の事業所の輸出事例が多いのかどうか。今までの議論と関係しますけれども、多いのかどうかということと、ほぼ輸出なしという回答が今回、これを調査することで得られるのかどうか、あるいは、調査してみないと分からないので調査するという認識でよいのかどうかというところを、少しご存じであればお伺いできればと思いました。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

おおよその個人経営体の輸出の状況とか、そのようなものの予想される回答といいますか、そのようなことなども少しコメントいただけたらと思いますが、いかがでしょうか、農林水産省。

○清水農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 輸出に関しましては、センサス研究会の中でも、該当者がそれほどいないのではないかという御意見もあっ

たのも事実ではありますが、先ほど申しましたとおり、要は、実態が今のところ分からないということから、今回の漁業センサスで一度全ての経営体に調査をしたいと思っております。

一方で、該当者がいないのかと言われると、実際に漁業者も農業者も、個人で輸出されている経営体が、やはり何人もおられることは確認しております、そこに先ほど申しましたこの調査票の案を持って行って、「これで回答できますか」ということも確認してきていますので、調査をしたけれども、極端に言うと、一人もおられなかったとか、そういう状況ではなく、やはり一定数の方はおられる状況にあります。

ただ、組織に比べると、恐らく数は少ないのではないかと思います、一度、そこも含めて今回の項目について調査をして、実態を明らかにしたいと思っておりますので、本当は輸出についてももう少し細かく、例えば、業種別とか、そういうのを把握してほしいという要望もあるのですが、それは一度調査をしてみて、実態を明らかにした上で、更にもう少し拡充するののかということ、次回以降、あるいは、このセンサスで輸出をしている経営体が分かりますので、別途サンプル調査を仕組むこともできますので、そのために必要最小限の項目でまずは全経営体で把握をしたいと考えております。

以上です。

○滝澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

念のため、この辺りのこと、三木専門委員あるいは田中審議協力者からもし何かこの辺りのことで追加の情報などありましたら、御発言いただけたらと思います。何か今の農林水産省の説明に加えてありますでしょうか。

○田中審議協力者 川崎部会長、ありがとうございます。私からでよろしいでしょうか。

○川崎部会長 それでは、田中審議協力者、お願いします。

○田中審議協力者 今の委員の皆様の御指摘は非常に的を射たところでございまして、農林水産省のセンサス研究会でもいろいろ多く議論がなされていて、最終的にはこのような項目で、ある程度多面的に把握をしてみたいというような意向があり、センサス研究会では整理されたものだと認識しております。

実際には、例えば、北海道のオホーツクのホタテのように、多くを中国や香港に輸出しているところでしたら、漁業者自身が輸出業者ではないですが、自分の分が輸出に向かっているということは、ある程度確実に把握できている。

あるいは、鹿児島島の養殖ハマチのように、アメリカに輸出されていることが経営体は分かっている、それを漁協が集荷をして、輸出に向かっている。これは確実に分かっているケースになります。

一方で、三陸のサバのように、取った魚が冷凍され流通していく中で、それが国内に回るのか、あるいは、エジプトで消費されるのか分からないという部分もあって、それをどこまで把握できているかは分からないですから、その部分についてどう整理するのかということは、議論していく必要があるのではないかと思います。

だから、このような形で、「把握しているのかしていないのかをできるだけ把握したい」

ということが重要ではないかと思っておりますので、センサス研究会のところでもそのような中で今の調査項目になったのではないかと考えております。

全漁連自身も、大きなロットではないのですが、輸出業者の輸出業もしております、例えば、小さなロットでノドグロをシンガポールの飲食店に個包装をして持っていくことなども行っております、そのときに、ノドグロの釣りの漁師が、自分の魚がそこに向かうのかどうかということは、あらかじめ漁獲証明が必要だったら、その人に漁獲証明を出してもらったりする可能性もありますが、そこまで追跡可能性がなければ分からないということになるかもしれないのです。今回の調査項目は「ある程度のことを把握したい」ということで私どもは理解しております、農林水産省のセンサス研究会やこの産業統計部会の審議結果を尊重してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○川崎部会長 詳しい御説明ありがとうございました。全くこの分野、私自身も土地勘がないところ、今のような御説明で、そういうような実態になっているのかということで、漁業の国際化が求められているのだと思います。そういう意味でも大変参考になる情報だったと思います。ありがとうございました。

それでは、いろいろ御質問等をいただきましたが、ほかにはいかがでしょうか。この機会に、漁業の統計について、大変勉強の機会にもなっているように私自身感じているのですが、大体いろいろ御質問いただいたところで、ほかには何かありますでしょうか。

○萩野総務省統計委員会担当室長 統計委員会担当室です。1点だけよろしいでしょうか。

○川崎部会長 どうぞお願いします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 統計委員会担当室の萩野と申します。この調査項目の御提案の中にはないのですが、販売形態ということについて、行政ニーズはどの程度あるのかということをお教えいただければと思います。

経済センサスとか経済構造実態調査の中で、電子商取引という項目があったのが廃止になりまして、これを何とか復活しなければいけないというのが議論になっています。

それはもちろんそちらの方で行っていけばよいのですが、こういう変化というものは、意外と漁業の中でも起きているとちまたの情報で耳にします。通常ベースで漁協から販売されていくものと、個人で販売されるもの、それもインターネットで注文を受けるもの、あるいはEDIのような電子ネットワークの中で注文を受けるもの、あるいは、プラットフォーム企業などを通じて販売されるものといったように、どのように販売されるかということも、最近の経済構造の変化の中であると思うのですが、そういうその御関心というか、行政上のニーズはどの程度あるのかをお教えいただければと思います。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省からお願いいたします。

○清水農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 今の御質問は、輸出に関してということではなく……。

○萩野総務省統計委員会担当室長 輸出も含めて全般的にです。

○川崎部会長 国内市場も含めてということですか。むしろ国内市場という感じに受け止

めましたが、いかがでしょうか。

○清水農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 今、この販売形態別のデータについて、今回の漁業センサスを見直すに当たって、省内で全てニーズを把握したのですが、その中では出てきてはおりませんが、施策をする上においては、やはりこういう販売形態がどのような販売で国内流通されているのかということは、非常に重要なデータではないかと思っています。

実は輸出のところでは、先ほども発言ありましたが、経営体では「輸出する」という認識はないけれども、中間業者が価格動向等によって輸出するということが行われているということは実態として把握しています。その全体像が本当は分かると良いのです。これは将来的には、そこまで把握ができれば、統計的に一番良いと思っているのですが、現実問題、それをこのセンサスで把握するわけにもいきませんし、調査対象者が違います。それでは、流通段階のところをどのように調査するのかということは、また別途考えないといけないと思うのですが、今日の時点でそこまで把握をしてほしいというニーズまではない状況です。ただ、きっと施策を推進する上においては、そこがないと全体が分からないので、把握をしてほしいという要望は深いところにはあるとは認識しております。

以上です。

○萩野総務省統計委員会担当室長 どうもありがとうございました。

○川崎部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。新しい流通形態もどんどん出てきているところでもあるかと思しますので、そのようなところをまた注視していただくということかと思えます。

それでは、続きまして、小西臨時委員、お願いいたします。

○小西臨時委員 ありがとうございます。詳しい御説明をいただいて、すごくよく分かりました。私も、川崎部会長の、これを機に勉強してみたらという言葉で、少し質問させていただきます。

質問とコメントです。基本的に新しく、今を捉える調査項目の追加を積極的にされていると思っています。項目の削除が多い中で、すごく良いと思っています。

エコラベルについても、輸出する際にとっても重要な情報だから、皆様、積極的に把握しようとするし、あと、SDGsや省エネの観点から、どのようにして水産資源を育てたり捕獲しているかということが評価され始めていることを受け、時代に即して調べるということはすばらしいと思いました。

あと、輸出の項目では、先ほど樫委員、滝澤専門委員から既にコメントがありました。輸入に関しても、原材料が国産か輸入かということで識別できているということで、非常にバランスが取れて良いと思いました。加えて、共済についての項目を新しく追加するというのはすごく良いと思っています。事業者が持続的な経営ができるようにということで、共済の加入状況をお聞きするということなので、私も共済に関するホームページを初めて見ました。「チョコー」とか「ダンシン」とか、事業種類の略称も親しみやすく、事業継承に係るところですとか、あと、火災とか、リスクに備えた種類が結構分かれているのを拝見しました。この点について、今回のセンサスでは、まず加入の有無を聞き、今

後必要に応じて、どの種類の共済に加入しているかがわかる項目を追加したり、別の調査研究で詳しく調べたりする御予定があるのでしょうか。その時々で、どの種類の保障を選択しているかで、事業者が何をリスクとしてとらえているかがわかるのではないかと思います。どういうリスクに備えようとしているかも政策の現場で把握したいというニーズがあるのかなど、現状をお教えください。

○川崎部会長 なるほど。いかがでしょうか。農林水産省でお答えいただけたらと思いますが。

○清水農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 現状、まずは経営体ベースでどれだけ加入されているかというデータがないところで、そこについてしっかり把握してほしいという政策上のニーズがあって、今回、調査をすることにしております。

その先については、更にもっと深掘りの調査をするのかというところまでは現時点では詰めておりませんが、センサスですので、これで全数調査により把握できますので、その上で、統計調査として実施するのか、アンケートとして実施するのか、いろいろな方法があると思います。また、組替え集計もできるかと思っておりますので、そういう可能性は出てくると思いますが、現状としては、まずは、今データがない経営体ベースでの加入状況をしっかりと把握したいというところでありまして。

以上です。

○小西臨時委員 ありがとうございます。加入率の回答数が多く得られ、その先が調べられるようになると良いと思います。生命保険系なのか、乗組員の安全なのか、火災なのか、あと、事業継承に対してとか分かると、何が現場での経営の困難につながっているのかが分かるのではないかと思います。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

では、続きまして、三木専門委員、お願いいたします。

○三木専門委員 先ほどの議論の中で販売形態の把握に関する政策ニーズの御質問がありましたが、この部分について特に今回盛り込まれることはありませんでした。水産庁の政策として、マーケット・イン型水産業というのがかなり大きな看板で出ておりますので、要望が出なかったのが「あれ？」と思いました。販売形態が直販なのか卸売市場経由なのか、問屋・商社経由なのか、先ほど話に出たECサイトなのかとか、大変気になるところだと思います。卸売市場政策等の関係でも、農産物も含め市場外流通の状況など販売形態の把握がこれまで以上に重要になってくるところなのかと、改めて思ったところでございます。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。なるほど。確かにそうなのかもしれません。このような新しい動きをどこまで捉えるか。今回のセンサスでどこまでかということもありますが、今後の課題としても是非視野に入れていただけたらありがたいと思いますが、何かこの辺り、繰り返しになるかもしれませんが、農林水産省からコメントがありますでしょうか。

○清水農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 資料1-2の後に

調査票が付いているかと思いますが、その135ページの下のところ、このように、「過去1年間で水産物の出荷先で当てはまるもの」、そのうち、ここでは「出荷金額が最も多かった出荷先」として、先ほど出ています、漁協を通じてやったのか、小売、生産、それから消費者に直接販売というのを回答していただくようにはしておりますので、ここでは経営体のうち一番多かったものを把握することは対応しているのですが、その全体像については、このセンサスでは把握できないのですが、一定の多かったものについては、ここで把握できるようにはしております。

それ以上の詳細については、また今後、利活用状況も踏まえながら検討していきたいと思っておりますが、次回センサスでは、この部分で、その経営体で最も多かったものについては把握をしたいと考えております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。そのような流通の形態についても視野に入れておられて、今後、更にどう発展していくかということは、これはまたこのデータを見てからということになるのだらうと思いました。ありがとうございます。

○萩野総務省統計委員会担当室長 川崎部会長、1点だけお願いします。

○川崎部会長 お願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 ありがとうございます。将来的にはここに金額割合が入ってくると、大変有用なデータになるなと思います。

この点、インターネットを通じてオーダーがあったものが電子商取引かどうかということは、今、少し国際的には議論になっていまして、OECDの基準では、インターネットだと入らないのです。何かエレクトロニックのネットワークで注文されれば電子商取引なのだけど、例えば、愛媛県のこの業者がインターネットで東京から注文が1個ありましたということは、電子商取引には入らないというのが定義なのです。

ただ、アメリカなどはインターネットも含めるということで、世界の中で少し違う定義を使っている国もあります。そこで、区分されるときに、その他の方法の中で、単なるインターネットなのか、ECサイトなのかということも御勘案いただければと思います。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。「ECとは」という定義はなかなか難しいところもあるようです。その辺り、この中で一体どれだけ件数が発生するのか、よく分からないところでもありますので、まずはその他の中がどうなっているのかということは、また更なる、このデータが集まってからの分析ということになるのかもしれないと思いますが、今のようなコメントをまた考慮いただいたらありがたいというふうに思います。

ほかにはいかがでしょうか。おおむね御意見等は出尽くしたかと受け止めてよろしいでしょうか。

それでは、皆様からいろいろ御質問、御意見いただきまして、ありがとうございました。おかげさまで私自身も大変漁業に疎い者としては勉強になったと考えておりますし、また、漁業が我々の食卓にも近い、また、産業として海外にも進出していくものだという認識を改めて強く感じられたというところです。

ということで、本日の審議事項は全部これで終了したということになると思います。

これまでの議論を一度整理してみますと、個別の論点につきまして、それぞれ申し上げたとおり、全て皆様から御了解いただいたと思いますので、今回の調査計画の変更につきましては、皆様の御了承を頂けたものと受け止めております。特に漁業を取り巻く環境の変化に対応して調査事項も変更し、また、データのニーズにもきちんと対応し、また、回答面でもきちんと回答できるように、いろいろ配慮されているということが御報告の中でもあったと思います。

また、調査を実施する上での負担軽減や実務がきちんと正確に確実にできるような配慮もされているというような御説明だったと思いますので、その意味でも、この調査計画の変更につきましては、部会としてはこれで了承したということにさせていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川崎部会長 以上のような方向となりますので、第2回を開くまでもなく、あとは答申案の取りまとめを進めていきたいと考えております。ということで、第2回部会は実開催せずに、この後は答申案の確認ということで、メールのやりとりによる書面開催によって確認を進めさせていただきたいと思います。

具体的なこの後の進め方については、私と事務局の間で相談しながら調整して進めますので、改めて連絡を差し上げたいと思います。

そして、本日の審議内容につきましては、今月下旬に開催予定の統計委員会におきまして、私から報告をさせていただきます。

では、以上のようなことで本日の議論の整理をさせていただきます。この後、事務局から連絡をお願いしたいと思います。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 事務局、内山でございます。本日も御審議いただきまして、ありがとうございます。大変有意義な会議、ありがとうございます。

今、部会長からもお話がありましたとおり、実際にお集まりいただく部会審議としては、本日で終了ということで、あとはメールのやり取りで答申案等を取りまとめてまいりたいと考えております。

ですので、本日冒頭、参考2でお示しをした2月2日と2月8日の部会につきましては開催をいたしませんので、御予定から外していただいて結構でございます。

今後の部会のより詳細な進め方につきましては、改めて部会長と調整をして、事務局から御連絡を差し上げます。

なお、本日の議事録につきましても、事務局で作成し次第、後日、メールにて御照会差し上げますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の部会審議を終了させていただきます。今日は大変熱心な御審議ありがとうございました。では、これで終わらせていただきます。